教育職員免許法第5条別表第2の2による取得

基礎資格(学位等)と修得単位により栄養教諭の免許状を取得

□基礎資格

取得する栄養教諭の免許状の種類に応じ、下記の基礎資格を満たすこと。

免許種類	基礎資格			
専修免許状	修士の学位を有すること (※1)及び			
安修允計級	栄養士法第2条第3項の規定により 管理栄養士の免許を受けていること 。			
	学士の学位を有すること(※2)及び			
	栄養士法第2条第3項の規定により 管理栄養士の免許を受けていること			
一種免許状	学士の学位を有すること(※2)及び			
	栄養士法第5条の3第4号の規定により指定された 管理栄養士養成施設の課程を			
	修了し、同法第2条第1項の規定により 栄養士の免許を受けていること			
一括分計出	短期大学士の学位を有すること(※3)及び			
二種免許状	栄養士法第2条第1項の規定により 栄養士の免許を受けていること			

- ※1 以下のいずれかに該当する場合、「修士の学位を有すること」と同等と認められる。
 - 専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - ・大学(短期大学を除く。)の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合
- ※2 以下のいずれかに該当する場合、「学士の学位を有すること」と同等と認められる。
 - 専門職大学を卒業し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - ・文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合 (学校教育法第 102 条第2項の規定により飛び入学で大学院への入学を認められる場合又は栄養 教諭の指定教員養成機関に4年以上在学し、124 単位以上を修得し卒業した場合)
- ※3 以下のいずれかに該当する場合、「短期大学士の学位を有すること」と同等と認められる。
 - ・専門職短期大学を卒業又は専門職大学の前期課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - 文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合
 - ・文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合 (大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合)

■教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

大学又は文部科学大臣が指定する教員養成機関において、以下の単位を修得すること。(教員免許の認定過程を有しない大学でも修得可)

免許法施行規則第66条の6に定める科目			
日本国憲法	2単位		
体育	2単位		
外国語コミュニケーション	2単位		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2単位		

□最低修得単位数

取得しようとする免許状に対応した認定課程を有する大学等で修得すること。なお、単位の修得時期は問わない。

第-	一欄	栄養に係る 教育及び教 職に関する 科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
	第二欄	栄養に係る教育に	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項		4	
			幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	4		2
			食生活に関する歴史的及び文化的事項			2
最低修得単位数(※1)			食に関する指導の方法に関する事項			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		8	
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			5
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携 及び学校安全への対応を含む。)	8		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(※2)			
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
	第四欄	等に関する科目 生徒指導、教育相談 の時間等の内容及び がいかな ジョン かんりょう かんりょう おいま かんしん いん いん かんりん いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん い	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動 に関する内容			
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	6	6	3
			生徒指導の理論及び方法	0		
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論 及び方法			
	第五欄	に教 科関育 目すま る践	栄養教育実習(※3)	2	2	2
			教職実践演習	2	2	2
	第六欄	- 八子// 独日に設定する村日(※4/ 				
	合計			46	22	14

- ※1 全ての事項を含めて修得すること。
- ※2「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、この事項のみで最低1単位以上取得すること。
- ※3「栄養教育実習」の単位数には、事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。
- ※4 専修免許状にかかる「大学が独自に設定する科目」は、大学院又は大学(短期大学を除く)の専攻科において、「栄養に係る教育に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」「大学が加えるこれらに準ずる科目(管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第2号)別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。)」のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

□ 単位差による取得

- ・既に二種免許状を取得している者(または所要資格を得ている者=申請すれば取得可能な者)が一種免許状を取得する場合、二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。
- ・既に一種免許状を取得している者(または所要資格を得ている者二申請すれば取得可能な者)が専修免 許状を取得する場合、一種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。

□ 単位の流用について

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の免許状または養護教諭の免許状についての所要資格を得ている (当該免許状を取得している、又は申請すれば取得可能である)場合、これらの免許状の授与を受ける場 合のそれぞれの科目の単位を、下記表に記載の単位数を上限として流用が可能。

	取得する免許状の種類		専修		一種		二種		
			幼小中高 から流用 (※1)	養護から 流用 (※2)	幼小中高 から流用 (※1)	養護から 流用 (※2)	幼小中高 から流用 (※1)	養護から 流用 (※2)	
最低修得単位数(※3※4)	第二欄	に関する科目栄養に係る教育	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項	_	_	ı	-	-	-
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	6単位 まで 流用可	6単位 まで 流用可	6単位 ま用可 流用可	6単位 ま用可 流用可	4単位 まで 流用可	4単位 まで 流用可
	第四欄	育相談等に関する 育相談等に関する ひび生徒指導、教 2	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2単位 まで 流用可	8単位 まで 流用可	2単位 まで 流用可	8単位 まで 流用可	2単位 まで 流用可	4単位 まで 流用可
	第五欄	に教 科関育 目す実	栄養教育実習 教職実践演習	_	_	1			_
	第六欄		設定する科目 欄における余剰単位をもって充当可	-	-	-	-	-	_
	合計								

- ※1 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- ※2 養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- ※3 実際に修得していない科目や「一」の科目は流用不可。
- ※4 単位を流用した結果、P.2 の各科目における最低修得単位数を超過した場合、超過分の単位は「大学が独自に設定する科目」に充当可。